

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6724171号
(P6724171)

(45) 発行日 令和2年7月15日(2020.7.15)

(24) 登録日 令和2年6月26日(2020.6.26)

(51) Int.Cl.

F24C 1/00 (2006.01)

F 1

F 24 C 1/00 310 B
F 24 C 1/00 310 C

請求項の数 9 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2018-562191 (P2018-562191)
 (86) (22) 出願日 平成28年9月30日 (2016.9.30)
 (65) 公表番号 特表2019-517655 (P2019-517655A)
 (43) 公表日 令和1年6月24日 (2019.6.24)
 (86) 國際出願番号 PCT/CN2016/101271
 (87) 國際公開番号 WO2017/206407
 (87) 國際公開日 平成29年12月7日 (2017.12.7)
 審査請求日 平成30年11月27日 (2018.11.27)
 (31) 優先権主張番号 201610373891.4
 (32) 優先日 平成28年5月30日 (2016.5.30)
 (33) 優先権主張国・地域又は機関
中国(CN)

(73) 特許権者 515032617
廣東美的廚房電器制造有限公司
中華人民共和国 528311 広東省佛
山市順德区北▲ジャオ▼鎮永安路6号

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】蒸気調理装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

調理チャンバを有し、前記調理チャンバ内の蒸気を前記調理チャンバの上方へと誘導する蒸気出口が開設されるライナーと、

前記ライナーの上方に位置し、上下方向の位置が前記蒸気出口とは重ならない位置において前記蒸気出口と連通する排気口が開設される上蓋と、

前記調理チャンバと連通し、前記調理チャンバ内へ蒸気を輸送する蒸気発生器と、

前記ライナーの下方に位置し、前記調理チャンバから排出された凝縮水を収納する水受けケースと、

前記蒸気出口と前記排気口と前記水受けケースとの間に貯水部を有して設けられる導流材と、 10

を備え、

前記導流材は、

前記貯水部の側壁に設けられ、前記蒸気出口からの蒸気が流入する吸気部と、

前記貯水部の上部に設けられ、前記排気口と連通する排気部と、

前記貯水部の下端面に設けられ、前記排気口における凝縮水を前記水受けケース内に誘導する排水部と、を有し、

前記吸気部、前記排気部、及び前記排水部以外の開口を設けることなく一体に成形されており、

前記調理チャンバは、

10

20

前記導流材に連通する部分を除き完全密封構造を有することを特徴とする蒸気調理装置。
。

【請求項 2】

前記貯水部の下端面には前記排水部と連通する第1の連通口が開設され、
前記貯水部の側壁には前記吸気部と連通する第2の連通口が開設される
ことを特徴とする請求項1に記載の蒸気調理装置。

【請求項 3】

前記貯水部の下端面が前記第1の連通口に近づく方向に沿って徐々に下へ傾く
ことを特徴とする請求項2に記載の蒸気調理装置。

【請求項 4】

10

前記ライナーの頂板には、前記頂板のコーナー位置の近くに前記蒸気出口が開設され、
前記上蓋の後端部における中間位置には、前記排気口が開設される
ことを特徴とする請求項1に記載の蒸気調理装置。

【請求項 5】

前記排気部の上端口は、前記排気口と対向して設けられ、前記吸気部が排気ベンド管により前記蒸気出口と連通する
ことを特徴とする請求項4に記載の蒸気調理装置。

【請求項 6】

前記排気部の上端口の形状は、前記排気口の形状に適合し、且つ前記排気部の上端口は
前記上蓋の下端面に貼り付けられる
ことを特徴とする請求項5に記載の蒸気調理装置。

20

【請求項 7】

前記排気部の外周面には、外へ突出する固定部が設けられ、
前記導流材が前記固定部により前記上蓋の下端面に固定される
ことを特徴とする請求項5に記載の蒸気調理装置。

【請求項 8】

前記排水部が水受け管により前記水受けケースと連通し、且つ前記水受け管と前記水受けケースとの間に水受け溝が接続される
ことを特徴とする請求項1に記載の蒸気調理装置。

【請求項 9】

30

前記水受けケースが前記ライナーの下方に脱着可能に取り付けられる
ことを特徴とする請求項8に記載の蒸気調理装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願は、2016年5月30日に中国特許庁に出願された、出願番号が201610373891.4、発明の名称が「蒸気調理装置」である中国特許出願に基づき優先権を主張し、その開示の全てを引用により本願に取り入れる。

【0002】

本発明は、キッチン器具分野に関し、より具体的には、蒸気調理装置に関する。

40

【背景技術】

【0003】

従来の蒸気調理装置は、例えば電気スチーマーのように、電気スチーマー内の蒸気圧力及び温度を維持するために、電気スチーマーの調理チャンバはほとんど完全密封構造であり、電気スチーマーの作動時に調理チャンバ内の圧力が大き過ぎることにならないことを確保するために、調理チャンバの頂部には小さい排気口が一つしか開けられていない。

【0004】

しかしながら、従来の電気スチーマーでは、蒸気調理中において排気口に凝縮水が集まり、蒸気の衝撃により排気口で水滴が飛散してユーザに火傷せることがあり、蒸気調理が終了した後に、排気口に残った水に対して効果的にクリーニングすることが難しく、且

50

つ残った水がリフローして調理チャンバ内に流れて食物の衛生及び食感に悪影響を及ぼすこともある。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記の技術的問題の少なくとも一つを解決するために、本発明の目的は、蒸気調理装置を提供する。

【0006】

上記の目的を達成するために、本発明は、調理チャンバを有し、前記調理チャンバ内の蒸気を前記調理チャンバの上方へと誘導する蒸気出口が開設されるライナーと、前記ライナーの上方に位置し、上下方向の位置が前記蒸気出口とは重ならない位置において前記蒸気出口と連通する排気口が開設される上蓋と、前記調理チャンバと連通し、前記調理チャンバ内へ蒸気を輸送する蒸気発生器と、前記ライナーの下方に位置し、前記調理チャンバから排出された凝縮水を収納する水受けケースと、前記蒸気出口と前記排気口と前記水受けケースとの間に貯水部を有して設けられる導流材と、を備え、前記導流材は、前記貯水部の側壁に設けられ、前記蒸気出口からの蒸気が流入する吸気部と、前記貯水部の上部に設けられ、前記排気口と連通する排気部と、前記貯水部の下端面に設けられ、前記排気口における凝縮水を前記水受けケース内に誘導する排水部と、を有し、前記吸気部、前記排気部、及び前記排水部以外の開口を設けることなく一体に成形されており、前記調理チャンバは、前記導流材に連通する部分を除き完全密封構造を有する蒸気調理装置が提供される。

10

【0007】

本発明が提供する蒸気調理装置は、蒸気出口と排気口との間に導流材が増設されることにより、調理チャンバ内に発生した蒸気の一部が蒸気出口、導流材における吸気部及び排気部を経てから、上蓋における排気口により製品外部に排出されることにより、蒸気調理装置の作動時に調理チャンバ内の蒸気圧力が大き過ぎることを回避することが保証される一方、排気口に発生した凝縮水が導流材における排気部及び排水部を経てからライナー下方に位置する水受けケースに導流されることにより、調理中において凝縮水が排気口に集まることと、さらに蒸気の衝撃により排気口で水滴が飛散してさらにユーザに火傷させる問題と、同時に凝縮水が排気口に詰まる問題と、調理が終了した後に凝縮水は排気口に集まることと、さらに凝縮水が排気口に残ってクリーニングしにくいことと、残った凝縮水が調理チャンバ内にリフローして食物の健康及び食感に影響を及ぼす問題とを回避することが保証される。

20

【0008】

また、本発明の上記実施例が提供する蒸気調理装置は、以下の付加技術的特徴をさらに有する。

【0009】

上記の技術案において、前記貯水部の下端面には前記排水部と連通する第1の連通口が開設され、前記貯水部の側壁には前記吸気部と連通する第2の連通口が開設されることが好ましい。

30

【0010】

排気部と排水部との間に貯水部が接続され、貯水部の上部は排気部と連通し、貯水部の下部は排水部と連通し、且つ貯水部の下端面には排水部と連通する第1の連通口が開設され、貯水部の側壁には第1の連通口が第2の連通口の高度より低くなるように吸気部と連通する第2の連通口が開設され、このように蒸気は排気口に凝縮した後に水滴が形成され、導流材における貯水部内に集積した後に、重力によって水滴が導流材における排水部を経てライナー下方の水受けケース内にリフローし、導流材における吸気部を経て調理チャンバ内にリフローすることがなく、排気口における凝縮水が調理チャンバ内にリフローして調理チャンバ内の食物の健康及び食感に影響することが生じることが回避される。

40

【0011】

50

上記の技術案において、前記貯水部の下端面が前記第1の連通口に近づく方向に沿って徐々に下へ傾くことが好ましい。

【0012】

貯水部の下端面は貯水部内の水が第1の連通口を円滑に経て排水部内に流れるように第1の連通口に近づく方向に沿って徐々に下へ傾き、そして排水部と連通する水受けケース内にリフローし、排気口に発生した凝縮水が貯水部内に集まることが効果的に防止される。

【0013】

上記の技術案において、前記ライナーの頂板には、コーナー位置の近くに前記蒸気出口が開設され、前記上蓋の後端部における中間位置には、前記排気口が開設されることが好ましい。

10

【0014】

制御パネルが上蓋に設けられ、高温蒸気による制御パネルに対する温度上昇に影響することを回避するために、ライナーにおける蒸気出口がライナー頂板の一つの角の位置に設けられて制御パネルから遠くなるとともに、美観のために、上蓋における排気口を上蓋の後方の中間位置に設置し、この時にライナーにおける蒸気出口が上蓋における排気口とずれて配置される。

【0015】

上記の技術案において、前記排気部の上端口は、前記排気口と対向して設けられ、前記吸気部が排気ベンド管により前記蒸気出口と連通することが好ましい。

20

【0016】

排気部の上端口が排気口と対向して設けられ、蒸気チャンバ内から排出された蒸気が排気部を円滑に経てから、排気口から排出されることが保証される一方、重力によって排気口に発生した凝縮水が排気部を円滑に経て導流材における排水部内に滴下することにより、排気口における凝縮水が調理チャンバ内にリフローすることが回避され、蒸気出口が排気口とずれて設けられるため、導流材における吸気部が排気ベンド管によりライナーにおける蒸気出口と連通し、調理チャンバ内から排出された蒸気が排気ベンド管を経て導流材内に到達し、さらに導流材における排気部と対向する排気部の排気口により蒸気調理装置の外部に排出される。

【0017】

30

上記の技術案において、前記排気部の上端口の形状は、前記排気口の形状に適合し、且つ前記排気部の上端口は前記上蓋の下端面に貼り付けられることが好ましい。

【0018】

排気部の上端口の形状が排気口の形状に適合し、且つ排気部の上端口が上蓋の下端面に貼り付けられることにより、調理チャンバ内の蒸気が排気部を経て排気口から円滑に排出されることが保証され、排気口における凝縮水が排気部を経て水受けケース内に円滑にリフローすることも保証され、排気部の上端口が上蓋の下端面に貼り付けられることにより、排気部と上蓋との間の封止効果が保証され、調理チャンバ内の蒸気が排気部と上蓋との間の隙間を経て上蓋とライナーとの間に入り込んで制御パネルの正常の作動に影響することが回避される。

40

【0019】

上記の技術案において、前記排気部の外周面には、外へ突出する固定部が設けられ、前記導流材が前記固定部により前記上蓋の下端面に固定されることが好ましい。

【0020】

固定部により導流材を上蓋に固定し、具体的には、固定部には第1ネジ穴が開設され、上蓋には第1ネジ穴に対応する第2ネジ穴が開設され、ネジを締めることで導流材を上蓋の下端面に固定し、装着は便利で、固定がしっかりとしている。

【0021】

上記の技術案において、前記排水部が水受け管により前記水受けケースと連通し、且つ前記水受け管と前記水受けケースとの間に水受け溝が接続されることが好ましい。

50

【0022】

水受け管と水受けケースとの間には水受け溝が接続され、導流材における排水部が水受け管により水受け溝と連通し、水受け溝が水受けケースと連通し、排気口における凝縮水が排水部を経て、さらに水受け管を経て水受け溝にリフローし、さらに水受けケース内に流れることにより、凝縮水が調理チャンバ内にリフローすることが回避される。

【0023】

上記の技術案において、前記水受けケースが前記ライナーの下方に脱着可能に取り付けられることが好ましい。

【0024】

水受けケースがライナーの下方に脱着可能に取り付けられ、水受けケースを取り外して内部の凝縮水を抜き取るとともに、水受けケースを取り外してクリーニングすると便利である。 10

【0027】

本発明の付加態様及び利点は、以下に述べた部分から明確になり、又は本発明を実施することで理解できる。

【図面の簡単な説明】

【0028】

本発明の上記及び／又は他の態様やメリットは以下の図面を参照した実施例の説明から明確になり、容易に理解することができる。

【図1】本発明の一実施例に係る前記蒸気調理装置の分解構成の概念図である。 20

【図2】図1に示した蒸気調理装置の装着構成の概念図である。

【図3】図1に示した蒸気調理装置における導流材の斜視構成の概念図である。

【図4】図3に示した導流材の正面構成の概念図である。

【図5】図3に示した導流材の断面構成の概念図である。

【発明を実施するための形態】

【0029】

本発明の上記の目的、特徴及び利点をより明確に理解するために、以下図面及び具体的な実施形態に合わせて本発明をさらに詳しく述べる。なお、矛盾のない限り、本願の実施例と実施例における特徴を互いに組み合わせることができる。

【0030】

以下の説明では、本発明を十分に理解するために、多数の具体的な詳細を述べるが、本発明はここで述べた形態と異なる形態で実施することもできる。従って、本発明の保護範囲は、以下に開示される具体的な実施例によって限定されるものではない。 30

【0031】

以下、図1から図5を参照して本発明に係る一部の実施例の蒸気調理装置を説明する。

【0032】

図1及び図2に示したように、本発明に係る一部の実施例により提供される蒸気調理装置は、ライナー10、上蓋20、蒸気発生器30、水受けケース40、導流材50を備える。

【0033】

そのうち、ライナー10は調理チャンバ101を有し、ライナー10には蒸気出口102が開設され、上蓋20がライナー10の上方に位置し、上蓋20には蒸気出口102と連通する排気口201が開設され、蒸気発生器30が調理チャンバ101と連通し、調理チャンバ101内へ蒸気を輸送するためのものであり、水受けケース40がライナー10の下方に位置し、調理チャンバ101から排出された凝縮水を収納するためのものであり、導流材50が蒸気出口102と排気口201との間に設けられ、導流材50は蒸気出口102と連通する吸気部501と、排気口201と連通する排気部502と、水受けケース40と連通する排水部503とを有し、且つ排水部503が排気口201における凝縮水が排水部503を経て水受けケース40内に導流されるように排気部502の下方に位置する。 40

【0034】

本発明が提供する蒸気調理装置は、蒸気出口 102 と排気口 201 との間に導流材 50 が増設されることにより、調理チャンバ 101 内に発生した蒸気の一部が蒸気出口 102 、導流材 50 における吸気部 501 及び排気部 502 を経てから、上蓋 20 における排気口 201 により製品外部に排出されることにより、蒸気調理装置の作動時に調理チャンバ 101 内の蒸気圧力が大き過ぎることを回避することが保証される一方、排気口 201 に発生した凝縮水が導流材 50 における排気部 502 及び排水部 503 を経てからライナー 10 下方に位置する水受けケース 40 に導流されることにより、調理中において凝縮水が排気口 201 に集まることと、さらに蒸気の衝撃により排気口 201 で水滴が飛散してさらにユーザに火傷させる問題と、同時に凝縮水が排気口 201 に詰まる問題と、調理が終了した後に凝縮水は排気口 201 に集まることと、さらに凝縮水が排気口 201 に残ってクリーニングしにくいことと、残った凝縮水が調理チャンバ 101 内にリフローして食物の健康及び食感に影響を及ぼす問題とを回避することが保証される。
10

【0035】

本発明の一実施例においては、図 3、図 4 及び図 5 に示したように、導流材 50 は排気部 502 と排水部 503 との間に接続される貯水部 504 を有し、貯水部 504 の下端面には排水部 503 と連通する第 1 の連通口 5041 が開設され、貯水部 504 の側壁には吸気部 501 と連通する第 2 の連通口 5042 が開設される。

【0036】

排気部 502 と排水部 503 との間に貯水部 504 が接続され、貯水部 504 の上部が排気部 502 と連通し、貯水部 504 の下部が排水部 503 と連通し、且つ貯水部 504 の下端面には排水部 503 と連通する第 1 の連通口 5041 が開設され、貯水部 504 の側壁には第 1 の連通口 5041 が第 2 の連通口 5042 の高度より低くなるように吸気部 501 と連通する第 2 の連通口 5042 が開設され、このように蒸気は排気口 201 に凝縮した後に水滴が形成され、導流材 50 における貯水部 504 内に集積した後、重力によって水滴が導流材 50 における排水部 503 を経てライナー 10 下方の水受けケース 40 内にリフローし、導流材 50 における吸気部 501 を経て調理チャンバ 101 内にリフローすることなく、排気口 201 における凝縮水が調理チャンバ 101 内にリフローして調理チャンバ 101 内の食物の健康及び食感に影響することが生じることが回避される。
20

【0037】

さらに、図 4 及び図 5 に示したように、貯水部 504 の下端面が第 1 の連通口 5041 に近づく方向に沿って徐々に下へ傾く。

【0038】

貯水部 504 の下端面は貯水部 504 内の水が第 1 の連通口 5041 を円滑に経て排水部 503 内に流れるように第 1 の連通口 5041 に近づく方向に沿って徐々に下へ傾き、そして排水部 503 と連通する水受けケース 40 内にリフローし、排気口 201 に発生した凝縮水が貯水部 504 内に集まることが効果的に防止される。
30

【0039】

導流材 50 は一体に成形される構成であることが好ましく、導流材 50 における各部分の接続強度が保証され、導流材 50 の成形は便利で、コストも低い。
40

【0040】

本発明の一実施例においては、図 1 及び図 2 に示したように、ライナー 10 の頂板には、コーナー位置の近くに蒸気出口 102 が開設され、上蓋 20 の後端部における中間位置には、排気口 201 が開設される。

【0041】

制御パネルが上蓋 20 に設けられ、高温蒸気による制御パネルに対する温度上昇に影響することを回避するために、ライナー 10 における蒸気出口 102 がライナー 10 頂板の一つの角の位置に設けられて制御パネルから遠くなるとともに、美観のために、上蓋 20 における排気口 201 を上蓋 20 後方の中間位置に設置し、この時にライナー 10 における蒸気出口 102 が上蓋 20 における排気口 201 とずれて配置される。
50

【0042】

さらには、図1及び図2に示したように、排気部502の上端口は、排気口201と対向して設けられ、吸気部501が排気ベンド管60により蒸気出口102と連通する。

【0043】

排気部502の上端口が排気口201と対向して設けられ、蒸気チャンバ内から排出された蒸気が排気部502を円滑に経てから、排気口201から排出されることが保証される一方、重力によって排気口201に発生した凝縮水が排気部502を円滑に経て導流材50における排水部503内に滴下することにより、排気口201における凝縮水が調理チャンバ101内にリフローすることが回避され、蒸気出口102が排気口201とずれて設けられるため、導流材50における吸気部501が排気ベンド管60によりライナー10における蒸気出口102と連通し、調理チャンバ101内から排出された蒸気が排気ベンド管60を経て導流材50内に到達し、さらに導流材50における排気部502と対向する排気部502の排気口201により蒸気調理装置の外部に排出される。
10

【0044】

更には、図1及び図2に示したように、排気部502の上端口の形状は、排気口201の形状に適合し、且つ排気部502の上端口は上蓋20の下端面に貼り付けられる。

【0045】

排気部502の上端口の形状が排気口201の形状に適合し、且つ排気部502の上端口が上蓋20の下端面に貼り付けられることにより、調理チャンバ101内の蒸気が排気部502を経て排気口201から円滑に排出されることが保証され、排気口201における凝縮水が排気部502を経て水受けケース40内に円滑にリフローすることも保証され、排気部502の上端口が上蓋20の下端面に貼り付けられることにより、排気部502と上蓋20との間の封止効果が保証され、調理チャンバ101内の蒸気が排気部502と上蓋20との間の隙間を経て上蓋20とライナー10との間に入り込んで制御パネルの正常の作動に影響することが回避される。
20

【0046】

本発明の一実施例においては、図3、図4及び図5に示したように、排気部502の外周面には外へ突出する固定部505が設けられ、導流材50が固定部505により上蓋20の下端面に固定される。

【0047】

固定部505により導流材50を上蓋20に固定し、具体的には、固定部505には第1ネジ穴が開設され、上蓋20には第1ネジ穴と対応する第2ネジ穴が開設され、ネジを締めることで導流材50を上蓋20の下端面に固定し、装着は便利で、固定がしっかりとされている。
30

【0048】

本発明の一実施例においては、図1及び図2に示したように、排水部503が水受け管70により水受けケース40と連通し、且つ水受け管70と水受けケース40との間に水受け溝80が接続される。

【0049】

水受け管70と水受けケース40との間には水受け溝80が接続され、導流材50における排水部503が水受け管70により水受け溝80と連通し、水受け溝80が水受けケース40と連通し、排気口201における凝縮水が排水部503を経て、さらに水受け管70を経て水受け溝80にリフローし、さらに水受けケース40内に流れることにより、凝縮水が調理チャンバ101内にリフローすることが回避される。
40

【0050】

さらには、図1に示したように、水受けケース40がライナー10の下方に脱着可能に取り付けられる。

【0051】

水受けケース40がライナー10の下方に脱着可能に取り付けられ、水受けケース40を取り外して内部の凝縮水を抜き取るとともに、水受けケース40を取り外してクリーニ
50

ングすると便利である。

【0052】

さらに、図1に示したように、ライナー10の下方には基座90が支持され、水受け溝80と水受けケース40がいずれも基座90に取り付けられる。

【0053】

以上により、本発明の実施例が提供する蒸気調理装置は、蒸気出口と排気口との間に導流材が増設されることにより、調理チャンバ内に発生した蒸気の一部が蒸気出口、導流材における吸気部及び排気部を経てから、上蓋における排気口により製品外部に排出されることにより、蒸気調理装置の作動時に調理チャンバ内の蒸気圧力が大き過ぎることを回避することが保証される一方、排気口に発生した凝縮水が導流材における排気部及び排水部を経てからライナー下方に位置する水受けケースに導流されることにより、調理中にあって凝縮水が排気口に集まることと、さらに蒸気の衝撃により排気口で水滴が飛散してさらにユーザに火傷させる問題と、同時に凝縮水が排気口に詰まる問題と、調理が終了した後に凝縮水は排気口に集まることと、さらに凝縮水が排気口に残ってクリーニングしにくいくことと、残った凝縮水が調理チャンバ内にリフローして食物の健康及び食感に影響を及ぼす問題とを回避することが保証される。10

【0054】

本明細書の説明において、明確且つ具体的な限定がない限り、「接続」、「取り付ける」等の用語は、広く理解されるべきであり、例えば、「接続」は、固定接続であっても取り外し可能な接続であってもよく、または一体的な接続であっても電気的な接続であってもよい。当業者は、具体的な状況によって本発明における上記用語の具体的な意味を理解することができる。20

【0055】

本発明の説明において、「上」、「下」などの用語で示す方位または位置関係は、図面に示す方位または位置関係であり、単に本発明の説明の便宜および簡略化のためであり、示している装置またはユニットが必ず特定の方向を有し、特定の方位構成および動作を有することを示すまたは示唆することではないので、本発明を限定するものと理解されるべきではない。

【0056】

本明細書の説明において、「一つの実施形態」、「一部の実施形態」、「具体的な実施例」などの記述は、該実施例または例示に合わせて説明された具体的な特徴、構造、材料または特性が本発明の少なくとも一つの実施例又は例示に含まれることを意味する。本明細書では、上記用語に対する概略的な説明は、必ずしも同一実施例または例示を示しているわけではない。さらに、説明した具体的な特徴、構造、材料、または特性は、任意の1つまたは複数の実施例または例示において適切な方法で組み合わせることができる。30

【0057】

以上は、本発明の好適な実施例に過ぎず、本発明を限定するものではない。当業者であれば、本発明に様々な修正や変更が可能である。本発明の精神や原則内での任意の修正、均等な置換、改良などは、本発明の範囲内に含まれる。

【符号の説明】

【0058】

また、図1～図5における符号と部材名との対応関係は以下のとおりである。

10 ライナー、101 調理チャンバ、102 蒸気出口、20 上蓋、201 排気口、202 制御パネル、30 蒸気発生器、40 水受けケース、50 導流材、501 吸気部、502 排気部、503 排水部、504 貯水部、5041 第1の連通口、5042 第2の連通口、505 固定部、60 排気ベンド管、70 水受け管、80 水受け溝、90 基座。40

【図1】

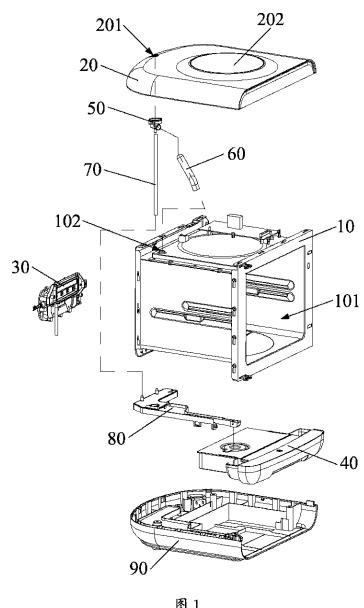


图1

【図2】

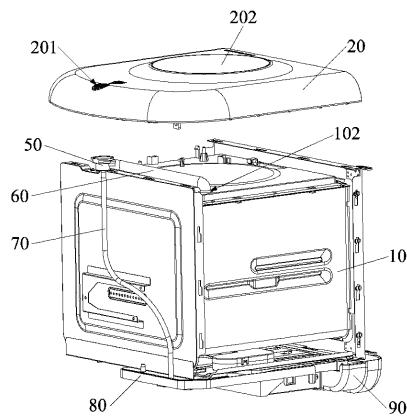


图2

【図3】

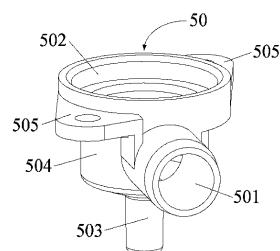


图3

【図4】

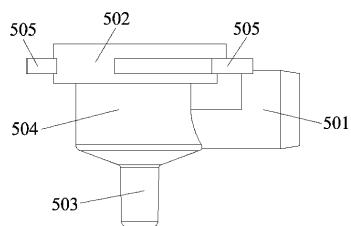


图4

【図5】

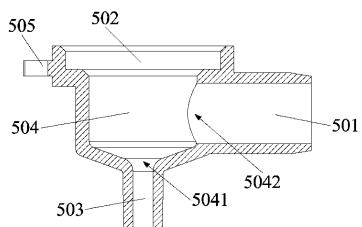


图5

フロントページの続き

(73)特許権者 512237419

美的集団股 フン 有限公司
M I D E A G R O U P C O . , L T D .
中華人民共和国 528311 広東省佛山市順徳区北 ジャオ 鎮美的大道6号美的總部大楼ビ
ー区26-28楼
B 2 6 - 2 8 F , M i d e a H e a d q u a r t e r B u i l d i n g , N o . 6 M i
d e a A v e n u e , B e i j i a o , S h u n d e , F o s h a n , G u a n g d o
n g 5 2 8 3 1 1 C h i n a

(74)代理人 100112656

弁理士 宮田 英毅

(74)代理人 100089118

弁理士 酒井 宏明

(72)発明者 陸海東

中国広東省佛山市順徳区北 ジャオ 鎮永安路6号

(72)発明者 王拜軍

中国広東省佛山市順徳区北 ジャオ 鎮永安路6号

審査官 河内 誠

(56)参考文献 実開昭55-087415 (JP, U)

特開2012-102917 (JP, A)

特開2012-037183 (JP, A)

特開2011-141054 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

F 24 C 1/00, 7/02, 15/14